

## 随意契約及び比較見積省略理由書

案件名：南大阪湾岸流域下水道 淡輪中継ポンプ 薬品注入電気設備工事

本工事は、淡輪中継ポンプ場に設置する薬品注入設備に必要な既設電気設備の機能増設を行うものである。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、淡輪中継ポンプ場用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

そのため、本工事を実施するには、当該システムの設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識等が必要であるため、他者では実施できない。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した日新電機株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、大阪府との契約窓口である同社関西支社より見積を徴取するものである。"

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。